

報告第4号

教育庁等職員の任免についての専決処分報告

教育庁等職員の任免について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

平成27年3月13日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

教職員の任免については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条の規定において教育委員会の議決事項とされているところであるが、教育委員会を開催するいとまがないと認められたことから、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により、教育庁等職員の任免について専決処分を行う。

平成27年2月27日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

教育庁等職員について、次のとおり発令する。

【平成27年2月28日付け】

現 在 職	氏 名
保呂羽山少年自然の家所長	近藤 幸一

辞職を承認する

【平成27年3月1日付け】

現 在 職	現 在 職	氏 名
(兼) 保呂羽山少年自然の家所長	南教育事務所長	栗林 守

(頭書) を命ずる

市町村立中学校長について、次のとおり発令する。

【平成27年3月1日付け】

新 任 職	現 在 職	氏 名
羽後町立高瀬中学校長	保呂羽山少年自然の家所長	近藤 幸一

(頭書) を命ずる